

幌加内町 簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 幌加内町

事 業 名 : 幌加内町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 45 年 11 月 1 日	計画給水人口	1,380 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	1,159 人
		有収水量密度	0.0347 千m <sup>3</sup> /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 103 千m
	配水池設置数	3	
施 設 能 力	882 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	52.7 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金は、その使用目的に応じて家事用(基本水量により2種類)、営業用、団体会用、工業用、浴場用の6種類の用途に区分し、それぞれに定める基本水量に応じた基本料金と超過料金を徴収している。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別及び用途</th> <th colspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">適 用</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用</td> <td>6m<sup>3</sup>まで860円</td> <td>120円</td> <td rowspan="2">一般家庭において飲料水、炊事、洗濯、入浴、水洗便所、その他普通生活</td> </tr> <tr> <td>家事用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで1,440円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>18m<sup>3</sup>まで2,880円</td> <td>120円</td> <td>料理飲食店、娯楽場、クリーニング店、医院、写真業、理髪業、旅館、食品販売製造業等の営業の用</td> </tr> <tr> <td>団体会用</td> <td>20m<sup>3</sup>まで2,880円</td> <td>120円</td> <td>官公署、学校、社寺、銀行、会社、組合など</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>35m<sup>3</sup>まで4,400円</td> <td>120円</td> <td>工場など</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100m<sup>3</sup>まで12,130円</td> <td>120円</td> <td>銭湯、温泉施設</td> </tr> </tbody> </table>	種別及び用途	料 金		適 用	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	家事用	6m <sup>3</sup> まで860円	120円	一般家庭において飲料水、炊事、洗濯、入浴、水洗便所、その他普通生活	家事用	10m <sup>3</sup> まで1,440円	120円	営業用	18m <sup>3</sup> まで2,880円	120円	料理飲食店、娯楽場、クリーニング店、医院、写真業、理髪業、旅館、食品販売製造業等の営業の用	団体会用	20m <sup>3</sup> まで2,880円	120円	官公署、学校、社寺、銀行、会社、組合など	工業用	35m <sup>3</sup> まで4,400円	120円	工場など	浴場用	100m <sup>3</sup> まで12,130円	120円	銭湯、温泉施設	メーター貸付料 1か月、300円
種別及び用途	料 金		適 用																												
	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)																													
家事用	6m <sup>3</sup> まで860円	120円	一般家庭において飲料水、炊事、洗濯、入浴、水洗便所、その他普通生活																												
家事用	10m <sup>3</sup> まで1,440円	120円																													
営業用	18m <sup>3</sup> まで2,880円	120円	料理飲食店、娯楽場、クリーニング店、医院、写真業、理髪業、旅館、食品販売製造業等の営業の用																												
団体会用	20m <sup>3</sup> まで2,880円	120円	官公署、学校、社寺、銀行、会社、組合など																												
工業用	35m <sup>3</sup> まで4,400円	120円	工場など																												
浴場用	100m <sup>3</sup> まで12,130円	120円	銭湯、温泉施設																												
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まな	平成 20 年 4 月 1 日																														

④ 組織

組織体制等				
組織体制	職 種	職員数 (人)	年齢構成	備 考
幌加内町建設課 水道・下水道係	課 長	1	50歳代	
	主 幹	1	40歳代	水道、下水道係業務
	管理係長	1	40歳代	
	土木係長	1	40歳代	
	建築係長	1	40歳代	
	建設係技師	1	30歳代	
	水道係主事	1	20歳代	水道、下水道係業務

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 料金改定  
 水道事業経営の健全化策として、平成18年から平成20年にかけて料金改定を行っている。  
 料金改定は、平成18年に10%アップ、平成19年に10%アップ、平成20年に10%アップとし、3か年で水道料金を30%アップし水道料金収入を確保した。
- ② 民間活用  
 水道施設の運転管理・維持管理、メーター検針業務については、幌加内地区・政和地区・湖南地区の全ての施設において民間の事業者へ委託しており、人材の不足、技術の不足について補っている状況である。
- ③ 施設の統廃合  
 休止中の浄水場・配水池を除き、1つの地区に対して取水施設・浄水場・配水池が各1施設ずつ配置されており、これ以上の施設の統廃合はできない。  
 一般平面図に示すように、幌加内地区、政和地区、湖南地区は距離が離れており、各地区をハード的に統合するのは困難な状況である。
- ④ 広域化の取り組み(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)  
 町内においては、これまで幌加内簡易水道事業、湖南簡易水道事業、政和専用水道の3つの事業に分かれていたが、平成29年4月取得の変更認可申請において1つの事業とし、より効率的な事業運営を目指している。  
 但し、前述のように各地区の施設間距離は離れているため、施設の統廃合による効率化は困難な状況である。  
 同様に、近隣の事業者との給水区域とは距離が離れているため、施設の統合は不可能であり、運営・管理についても一体的に行うのは困難な状況と考えられる。  
 今後は、近隣の事業者との協議により緊急時における協体制の構築や技術的な交流を進めていくことを考えていく。

\*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙、経営比較分析表のとおり

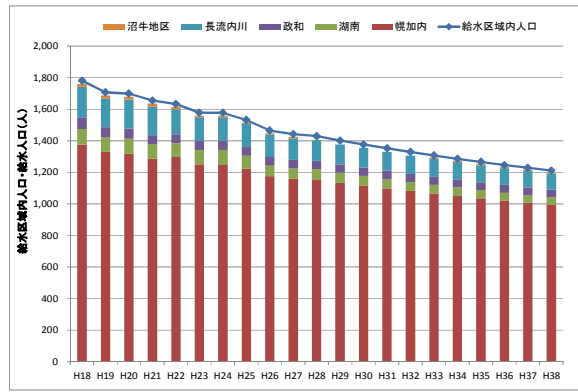
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

- ① 給水人口の推計手順  
 幌加内簡易水道、湖南簡易水道、政和専用水道の給水人口を推計する。  
 給水人口は、平成18年度から平成27年度の実績値により目標年度まで推計し、計画期間の最大値を計画給水人口とする。  
 行政区域内人口は、近年10か年の実績値をもとに、水道施設設計指針に示されている時系列傾向分析とコーホート要因法による推計を行い、2つの結果を比較し決定する。  
 給水区域内人口は、幌加内簡易水道、湖南簡易水道、政和専用水道の地区別に時系列傾向分析にて推計する。また、幌加内簡易水道に拡張する長流内川雑用水区域、沼牛地区雑用水区域の給水区域内人口についても近年10か年の実績より時系列傾向分析にて推計し加算する。  
 給水人口は、各地区の給水区域内人口に計画給水普及率を乗じて算定する。今回統合及び拡張する全ての地区の合計値における計画期間の最大値を計画給水人口とする。
- ② 給水人口の推計結果  
 給水人口の推計結果を以下に整理する。  
 推計期間の最大値は平成29年度の1,376人となり、平成38年度にかけて減少する予測結果となる。目標年度平成38年度の給水区域内人口は1,198人となる。

給水人口の推計結果

年度	給水人口(人)					計 (人)	普及率 (%)	備考
	幌加内 簡水	湖南 簡水	政和 専用水道	長流内川 雑用水	沼牛地区 雑用水			
H18	1,376	98	75	192	19	1,760	98.8	
H19	1,330	91	65	182	19	1,687	98.8	
H20	1,318	95	65	182	19	1,679	98.8	
H21	1,287	91	56	183	19	1,636	98.9	
H22	1,298	87	56	159	13	1,613	98.8	
H23	1,251	92	57	148	10	1,558	98.7	
H24	1,247	95	58	148	10	1,558	98.8	
H25	1,222	83	55	145	10	1,515	98.9	
H26	1,175	66	55	142	9	1,447	98.8	
H27	1,159	64	56	136	9	1,424	98.8	実績!
H28	1,151	68	54	130	0	1,403	98.2	推計!
<b>H29</b>	<b>1,132</b>	<b>65</b>	<b>53</b>	<b>126</b>	<b>0</b>	<b>1,376</b>	<b>98.2</b>	<b>最大値</b>
H30	1,115	63	52	123	0	1,353	98.3	
H31	1,098	60	52	119	0	1,329	98.3	
H32	1,081	58	51	116	0	1,306	98.3	
H33	1,065	56	51	113	7	1,292	98.9	
H34	1,050	55	50	110	7	1,272	98.9	
H35	1,035	53	50	107	7	1,252	98.9	
H36	1,020	51	49	105	7	1,232	99.0	
H37	1,006	50	49	103	7	1,215	98.9	
<b>H38</b>	<b>993</b>	<b>48</b>	<b>49</b>	<b>101</b>	<b>7</b>	<b>1,198</b>	<b>98.9</b>	<b>目標年度</b>



給水人口の推計結果

(2) 水需要の予測

① 給水量の推計手順

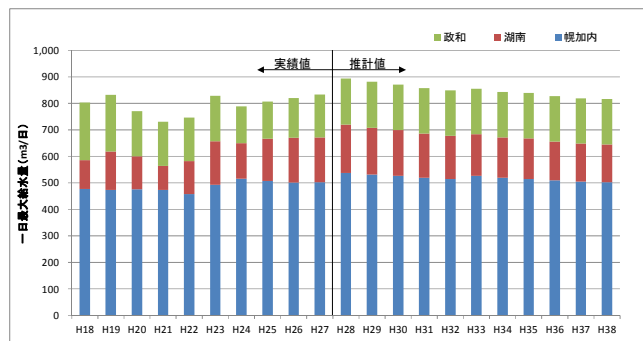
幌加内簡易水道、湖南簡易水道、政和専用水道の計画一日最大給水量を算定する。  
 計画一日最大給水量の推計は、平成18年度から平成27年度の実績値により目標年度まで推計し、計画期間の最大値を計画値とする。  
 有収水量を用途別(生活用、団体用、営業用、工場用)に推計し、有収率の目標設定、有効無収率の設定より、計画一日平均給水量を算出する。その後、実績最小値等を参考に負荷率の設定を行い、各地区の計画一日最大給水量を算出する。  
 計画期間は策定期間を除き概ね10ヵ年とし、平成29年度から平成38年度までとする。

② 給水量の推計結果

幌加内簡易水道、湖南簡易水道、政和専用水道の給水量の推計結果を以下に整理する。合算値である幌加内(統合)簡易水道の計画期間の計画一日最大配水量の最大値は平成29年度の882m<sup>3</sup>/日となる。平成30年度以降降水量は減少し、平成38年度の画一日最大配水量は816m<sup>3</sup>/日となる。

一日平均・最大給水量の推計結果

年度	一日平均給水量				一日最大給水量				備考
	幌加内 簡水	湖南 簡水	政和 専用水道	計 (m <sup>3</sup> /日)	幌加内 簡水	湖南 簡水	政和 専用水道	計 (m <sup>3</sup> /日)	
H18	416	83	97	596	477	109	217	803	
H19	413	106	95	614	474	144	214	832	
H20	416	81	126	623	476	124	170	770	
H21	378	74	97	549	474	90	166	730	
H22	366	68	75	509	458	124	165	747	
H23	364	66	76	506	493	164	171	828	
H24	364	56	59	479	516	134	139	789	
H25	358	69	56	483	507	160	140	807	
H26	352	61	57	470	501	169	150	820	↓
H27	349	50	66	465	502	169	163	834	実績
H28	373	55	66	494	537	183	174	894	推計
<b>H29</b>	<b>366</b>	<b>68</b>	<b>66</b>	<b>498</b>	<b>531</b>	<b>177</b>	<b>174</b>	<b>882</b>	↓
H30	366	52	65	483	527	173	171	871	
H31	361	50	65	476	519	167	171	857	
H32	358	49	65	472	515	163	171	849	
H33	366	47	65	478	527	157	171	855	
H34	361	46	65	472	519	153	171	843	
H35	358	46	65	469	515	153	171	839	
H36	354	44	65	463	509	147	171	827	
H37	351	43	65	459	505	143	171	819	
H38	349	43	65	457	502	143	171	816	



一日平均・最大給水量の推計結果

(3) 料金収入の見通し

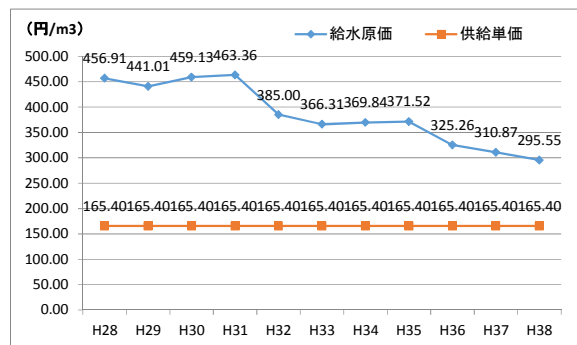
平成27年度の供給単価で一定と想定する場合、給水人口及び有収水量が微減であることから、料金収入も微減で推移する見通しである。統合・拡張計画に基づく水需要推計結果より一時的に料金収入が増加するが、その後微減傾向となり、平成38年度の料金収入は24,571千円となる。

供給単価(平成27年度決算)  
 = 料金収入24,843千円 ÷ 年間総有収水量150,195m<sup>3</sup>  
 = 165.40円/m<sup>3</sup>

料金収入(平成38年度予測)  
 = 有収水量148,555m<sup>3</sup> × 供給単価165.40円/m<sup>3</sup>  
 = 24,571千円

料金収入の見通し

年 度	給水 人口	給水量		有収率 %	有収水量		料金		備考
		1人1日 平均	年間		1人1日 当たり	年間	1 m <sup>3</sup> 当たり	年間	
26	1,296	362.7	171,550	87.7%	317.9	151,194	166.43	25,163	決算額
27	1,279	363.6	170,190	87.7%	319.0	150,195	165.40	24,843	決算額
28	1,273	369.2	171,550	87.7%	323.6	150,380	165.40	24,349	予算額
29	1,376	354.7	178,120	87.9%	311.8	156,585	165.40	25,899	
30	1,353	357.0	176,295	88.0%	314.1	155,125	165.40	25,658	
31	1,329	358.2	174,216	88.2%	316.0	153,720	165.40	25,425	
32	1,306	361.4	172,280	88.3%	319.3	152,205	165.40	25,175	
33	1,292	370.0	174,470	88.5%	327.4	154,395	165.40	25,537	
34	1,272	371.1	172,280	88.8%	329.4	152,935	165.40	25,295	
35	1,252	374.6	171,654	88.7%	332.3	152,256	165.40	25,183	
36	1,232	375.8	168,995	89.0%	334.4	150,380	165.40	24,873	
37	1,215	377.8	167,535	89.1%	336.6	149,285	165.40	24,692	
38	1,198	381.5	166,805	89.1%	339.7	148,555	165.40	24,571	



給水原価・供給単価の見通し

#### (4) 施設の見通し

##### ① 幌加内地区の水道施設

幌加内地区の水道施設は、昭和45年に創設系の施設が完成し、昭和50年には区域拡張を行っている。  
現在使用している緩速ろ過池は創設系の施設であるが、構造物は良好な状態であり、平成11年度には建築の上屋を新設している。  
また、平成23年度から平成25年度にかけて前処理装置の導入と浄水場の改修工事を実施しており、電気、計装設備なども含めた更新を行っている。  
施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、需要が集中するそば祭りの開催期間の水量については余裕のない状況であり、将来的に施設を縮小するのは困難な状況である。

##### ② 湖南地区の水道施設

湖南地区については、昭和44年に創設系の施設が完成しており、平成元年度から平成2年度にかけて、新たに緩速ろ過の浄水場を新設し、創設系の浄水場を休止としている。  
浄水場・配水池は比較的新しいため問題なく使用できる状況であり、緩速ろ過の浄水場であるため設備関係も少なく、計画期間内に大きな更新需要は発生しない見通しである。

##### ③ 政和地区の水道施設

政和地区の浄水場・配水池などの水道施設は平成5年度に整備された比較的新しい施設である。  
また、配水池を平成8年に増設している。  
浄水処理設備は鋼製の急速ろ過設備であるため、設置後20年が経過し部分的な設備の改修や更新などが発生することも想定されるが、本計画期間内において大きな更新需要は発生しない。

#### (5) 組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

幌加内町の水道事業は建設課水道・下水道係が担っており、主幹1名、技師1名の合計2名が水道及び下水道事業を兼務している。  
担当者の年齢は若いのが、人事異動の対象であることから、確実な技術の継承が必要である。  
また、職員数は水道と下水道の両方をあわせて2名しかおらず、水道事業は24時間365日、突発的な事故にも対応が必要なことから、これ以上の人員削減は避けるべきである。

### 3. 経営の基本方針

#### (1) 経営理念

幌加内町簡易水道事業は、今後、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化、異常気象への対応など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、安心して飲むことができる水を、需要者が、いつでも、必要な量を合理的な対価をもって利用できることを基本理念とする。  
厚生労働省が新水道ビジョンで示している、50年、100年先を見据えた理想像を基本とし、「持続」、「安全」、「強靱」の3つの理想像を掲げている。  
経営の安定化については、「持続」の項目の施策となり本経営戦略の基本方針を以下のように設定する。

#### (2) 基本方針

幌加内町簡易水道事業の『持続 いつまでも安定して供給できる水道』の理想像に基づく本経営戦略の基本方針を以下にまとめる。

- 経営状況の把握と適正料金の設定  
収支見通しにより経営状況を把握し適正な料金で供給します。
- 人員体制の確保・管理委託の継続  
現状の維持管理体制を確保し、水道施設の運転・維持管理に対する民間委託を継続します。
- 効率的な施設整備  
現在の施設・設備を可能な限り長期使用し、更新時には水需要の減少を考慮した効率的な更新を行います。
- 需要者への説明責任  
経営戦略を公表し、現在の収支の状況や将来の見通しを示すことにより、需要者への説明責任を果たします。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画期間内の投資を抑制し経営の安定化を図る。
-----	------------------------

- ・ 施設の見直しでも示したように、平成38年度までの10か年においては、浄水場や配水池などの施設の更新に対する投資はない。
- ・ 導水・送水・配水管などの管路について早急に更新が必要となるものはなく、平成38年度までの10か年の間に更新計画はない。
- ・ 今後拡張の可能性がある沼牛地区に対する連絡管の布設や部分的な漏水の発生に対応するための修繕や更新が発生することが予想されるため、年間10,000千円の費用を計上する。
- ・ 施設の統廃合やダウンサイジングについては、水需要の本格的な減少が見込まれる平成39年度以降の次期計画において検討するものとする。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画期間内に新たな借入れを行わず支出の削減を図る。
-----	---------------------------

- ・ 前述に示したように本計画期間内では、施設更新等の大きな投資は見込んでいないため、地方債や国庫補助・交付金等は見込んでいない。
- ・ 配水管更新や水道メーター器取替えにかかる費用については、他会計繰入金(基準内繰入、基準外繰入)にてまかなうものとする。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 職員給与費については現状で見込んでいないため、将来的にも見込まないものとする。
- ・ 旅費、需用費、役務費、公課費などの一般管理費については、平成28年度の予算額をベースとし、1%の物価上昇率を見込んで計上する。
- ・ 需用費、役務費、委託料、原材料費などの財産管理費については、平成28年度の予算額を考慮し、平成29年度以降一定額とする。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	計画期間内に大きな新設・更新投資はなく民間活用の必要はない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	計画期間内に大きな更新はなく施設の統廃合については次期計画とする。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	計画期間内に大きな更新はなく施設の合理化については次期計画とする。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	計画期間内に大きな更新投資はない。管路については老朽化が顕在化した場合に更新を前倒しとする。
広域化	周辺事業者との協議を進める。
その他の取組	特になし。

② 財源について検討状況等

料 金	現状の供給単価を維持する。
企 業 債	計画期間内に借入れを行わない。
繰 入 金	元利償還金の1/2などの基準内繰り入れのほか、資本的収支分については収支均衡のために基準外の繰り入れも必要となる。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	特になし。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	H28予算額を考慮しH29以降一定値とする。
修 繕 費	H29予算額を考慮しH30以降一定値とする。
動 力 費	H29予算額を考慮しH30以降物価上昇率1%を見込んだ値とする。
職 員 給 与 費	現状の経費で計上していないため将来的にも計上しない。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	<p>目標の達成と事業の計画的・効率的な実行のためには、PDCAサイクルに基づく適切な進捗管理(フォローアップ)が必要となる。</p> <p>実施期間内は1年ごとの経営状況を確認するとともに、事業計画や人員計画に大きな変更が生じた場合には経営の安定性や料金改定の必要性について再検討を行う。</p> <p>なお、本計画では大規模な施設や管路の更新は必要ないものとしているが、水質の悪化や漏水量の増加などにより、それらの事業が必要となった場合は、経営戦略を一から見直す必要がある。</p> <p>また、社会情勢や法令改正等の外部環境の変化、国や道などからの新たな施策の展開などがあつた場合についても、経営戦略の見直しを行うものとする。</p>
-------------------------	--

別紙 経営比較分析票（総務省）

北海道 橋加内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	83.00	2,940

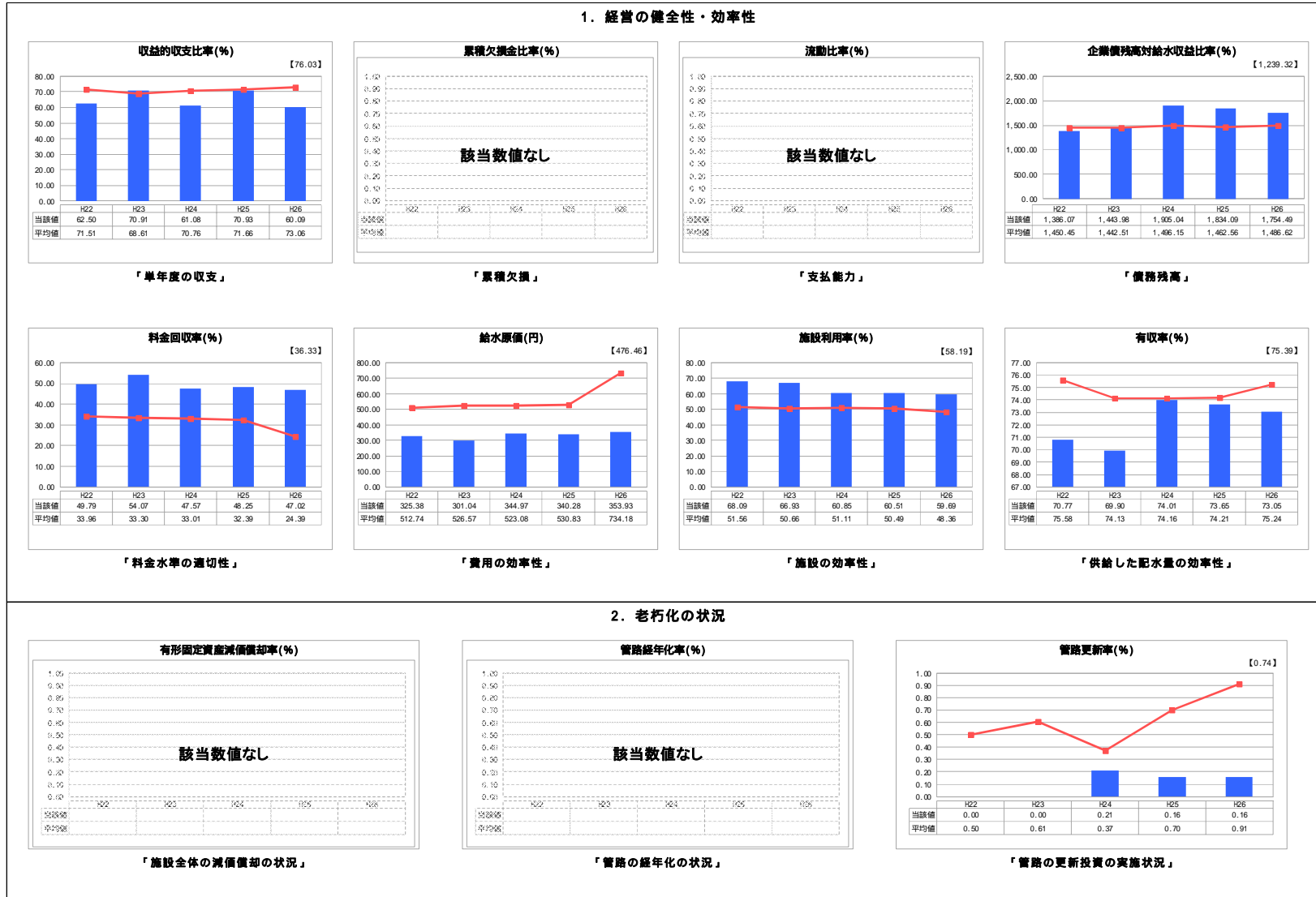
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,620	767.04	2.11
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,313	26.98	48.67

**グラフ凡例**

■ 当該団体値(当該値)

— 類似団体平均値(平均値)

【】 平成26年度全国平均



**分析欄**

1. 経営の健全性・効率性について

本町の簡易水道事業は、類似団体平均と比較すると料金回収率は高い水準にあるが、料金改定を行っても人口減少・節水等により、給水収益の増収があまり見込めない為、収益的収支比率は改善されない状況となっている。また、施設利用率についても類似団体と比較するとやや高い値ですが、有収率がH24年より右肩下がりとなり悪化傾向にあるため漏水の早期発見・修理に努め有収率の向上を図っていく。

2. 老朽化の状況について

類似団体と比較し更新率が非常に低い状態であり、経過年数及び財源の確保なども視野に入れ、今後の更新を計画していく必要がある。

**全体総括**

当町は平成18～20年度の3カ年で料金改定を行い給水収益の増収を図ったが、人口減少等により増収が見込めない状況であり、一般会計からの多額の繰入により運営している状況にある。有収率の向上に努めるとともに維持管理のあり方などを見直し、将来に向けた経営の見直しをしていく必要がある。

平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

表 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 H26 ( 決 算 )	前年度 H27 ( 決 算 )	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		32,158	29,836	28,661	29,680	28,864	28,016	27,216	27,302	26,803	26,427	25,859	25,554	25,310	
	(1) 営 業 収 益 (B)		25,163	25,038	24,353	25,903	25,662	25,429	25,179	25,541	25,299	25,187	24,877	24,696	24,575	
	ア 料 金 収 入		25,163	24,843	24,349	25,899	25,658	25,425	25,175	25,537	25,295	25,183	24,873	24,692	24,571	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他			195	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	(2) 営 業 外 収 益		6,995	4,798	4,308	3,777	3,202	2,587	2,037	2,037	1,761	1,504	1,240	982	858	735
	ア 他 会 計 繰 入 金		6,995	4,798	4,304	3,773	3,198	2,583	2,033	2,033	1,757	1,500	1,236	978	854	731
	イ そ の 他				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2 総 費 用 (D)		29,687	31,734	39,763	31,258	30,112	28,887	27,793	27,246	27,246	26,736	26,213	25,702	25,460	25,219
	(1) 営 業 費 用		19,176	22,138	31,155	23,712	23,717	23,722	23,722	23,727	23,732	23,737	23,742	23,747	23,752	23,758
ア 職 員 給 与 費																
ウ ち 退 職 手 当																
イ そ の 他		19,176	22,138	31,155	23,712	23,717	23,722	23,727	23,732	23,737	23,742	23,747	23,752	23,758		
(2) 営 業 外 費 用		10,511	9,596	8,608	7,546	6,395	5,165	4,066	4,066	3,514	2,999	2,471	1,955	1,708	1,461	
ア 支 払 利 息		10,511	9,596	8,608	7,546	6,395	5,165	4,066	4,066	3,514	2,999	2,471	1,955	1,708	1,461	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		2,471	△ 1,898	△ 11,102	△ 1,578	△ 1,248	△ 871	△ 577	56	67	214	157	94	91		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		29,378	35,925	42,631	47,377	55,360	56,213	44,384	42,256	42,759	43,140	36,054	33,855	31,596	
	(1) 地 方 債															
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債															
	(2) 他 会 計 補 助 金		29,378	35,925	42,629	47,375	55,358	56,211	44,382	42,254	42,757	43,138	36,052	33,853	31,594	
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金															
	(6) 工 事 負 担 金				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)		31,849	34,027	31,530	45,799	54,112	55,342	43,807	42,312	42,826	43,354	36,211	33,949	31,687	
(1) 建 設 改 良 費		8,024	8,676	2,582	8,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		
ウ ち 職 員 給 与 費																
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		23,825	25,351	28,947	37,798	41,111	42,341	30,806	29,311	29,825	30,353	23,210	20,948	18,686		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 2,471	1,898	11,101	1,578	1,248	871	577	△ 56	△ 67	△ 214	△ 157	△ 94	△ 91		



投資・財政計画  
（収支計画）

収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)			△ 1										
積 立 金		(K)													
前年度からの繰越金	前年度の(N)	(L)			△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
前年度繰上充用金		(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)			△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)				△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
実 質 収 支	黒字	(P)													
	(N)-(O)	赤字	(Q)												
赤 字 比 率	( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		60.1	52.3	41.7	43.0	40.5	39.3	46.4	48.3	47.4	46.7	52.9	55.1	57.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	25,163	25,038	24,353	25,903	25,662	25,429	25,179	25,541	25,299	25,187	24,877	24,696	24,575
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した模範	(V)		25,163	25,038	24,353	25,903	25,662	25,429	25,179	25,541	25,299	25,187	24,877	24,696	24,575
健全化法第22条により算定した比率	((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)		441,483	416,132	387,185	349,387	308,276	265,935	235,129	205,818	175,993	145,640	122,430	101,482	82,796

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
			H26	H27	H28										
			(決算)	(決算)											
収 益 的 収 支 分 他 会 計 繰 入 金			6,995	4,798	4,304	3,773	3,198	2,583	2,033	1,757	1,500	1,236	978	854	731
うち基準内繰入金			5,256	4,798	4,304	3,773	3,198	2,583	2,033	1,757	1,500	1,236	978	854	731
簡水債支払利息×(1/2)			5,256	4,798	4,304	3,773	3,198	2,583	2,033	1,757	1,500	1,236	978	854	731
うち基準外繰入金			1,739												
資 本 的 収 支 分 他 会 計 補 助 金			29,378	35,925	42,629	47,375	55,358	56,211	44,382	42,254	42,757	43,138	36,052	33,853	31,594
うち基準内繰入金			12,715	13,544	14,732	19,699	21,856	22,471	16,703	15,956	16,213	16,477	12,905	11,774	10,643
簡水債償還元金×(1/2)			11,913	12,676	14,474	18,899	20,556	21,171	15,403	14,656	14,913	15,177	11,605	10,474	9,343
建設改良費×(1/10)			802	868	258	800	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
うち基準外繰入金			16,663	22,381	27,897	27,676	33,502	33,740	27,679	26,298	26,544	26,661	23,147	22,079	20,951
合 計			36,373	40,723	46,933	51,148	58,556	58,794	46,415	44,011	44,257	44,374	37,030	34,707	32,325

参考（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかった部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。